

川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金

— 令和6年度 公募要領 —

川崎市では、新産業の創出により地域経済の活性化を図るため、市内中小企業が行う、大学等との共同による新技術・新製品開発等への取り組みに要する経費を助成します。

対象者	川崎市内に事業所を有して1年以上事業を営んでいる中小企業者。 ※製造業に限りません。
対象事業	大学（大学院及び短期大学を含む）、高等専門学校、専修学校と共同で行う新製品等の研究開発 ※大学等の所在地は問いません。
対象テーマ	今後、成長が期待される次の産業分野を対象とします。 * 新製造技術関連分野 * 情報通信関連分野 * 環境関連分野 * 新エネルギー・省エネルギー関連分野 * ナノテク・材料分野 * 医療・福祉関連分野 * 生活文化関連分野
補助額	上限500万円
対象経費	(1) 原材料・消耗品・資料等の購入に要する経費 (2) 機械装置・工具機器のリース・購入・修繕に要する経費 (3) 外注加工、検査・調査等の外部委託に要する経費 (4) 産業財産権の導入（取得・使用）に要する経費 (5) 外部専門家による技術指導の受入れに要する経費 (6) 補助事業に係る講演、成果展示、情報発信等の経費
補助率	補助対象経費の2/3以内
選定方法	有識者等による意見聴取を踏まえて、市が開催する補助金交付審査会において選定します。
申請手続	ホームページのWEBフォームから申請してください。 【 https://logoform.jp/form/FUQz/85343 】 ※WEB申請ができない事業者については郵送での申請も可とします。
受付期間	令和6年4月1日（月）～ 4月22日（月）【必着】



【お問合せ・申請先】

川崎市経済労働局経営支援部経営支援課経営革新担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階
電話：044（200）2324 FAX：044（200）3920
E-Mail：28keiei@city.kawasaki.jp

1 事業の目的

市内の中小企業者が行う、大学等との共同による新製品等の研究開発に要する経費に対して補助することにより、本市における中小企業者の研究開発力の向上を図り、新産業の創出を促進することを目的としています。

2 補助対象事業

補助対象事業は、次の事業分野です。また、概ね3年以内に事業化または製品化が見込まれる事業が対象となります。

- (1) 新製造技術関連分野
- (2) 情報通信関連分野
- (3) 環境関連分野
- (4) 新エネルギー・省エネルギー関連分野
- (5) ナノテク・材料分野
- (6) 医療・福祉関連分野
- (7) 生活文化関連分野

ただし、上記の事業であっても次の①から⑤のいずれかに該当する場合は、補助対象とはなりません。

- ①既に研究開発が完了しているとき
- ②研究開発の全部又は大部分を外部へ委託するとき
- ③生産設備等の機械装置の導入が主たる目的であるとき
- ④製品の量産化にすぎないとき
- ⑤同一研究内容及び同一経費で、川崎市又は他の行政機関等の研究開発費助成制度による助成を受けている場合、又は採択が決定している場合

3 補助対象者

中小企業者で、大学等と共同で新製品等の研究開発を行っている、若しくは行う予定で、(1) から (5) の条件にすべて該当する者です。

※「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げられている者を指します。具体的には下表のとおりです。

業 種	資本金及び従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

※特定非営利活動法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人等は対象になりません。

※大学等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（大学院及び短期大学を含む）、高等専門学校、専修学校です。ただし、日本国外の大学等に類するものについては、その学校が所在する国の制度において定める大学等とします。

(1) 引き続き1年以上、市内に事業所を有して、同一事業を営み、補助対象事業を市内の事業所で行う者であること。

※ただし、開業後1年未満の者であっても、市内に本店（主たる事務所）を有し、次のいずれかに該当する場合には申請できます。

① 次の施設等に入居し、補助対象事業を当該施設内で行う場合

ア) かながわサイエンスパーク

イ) かわさき新産業創造センター

ウ) テクノハブイノベーション川崎

エ) 明治大学地域産学連携研究センター

オ) ナノ医療イノベーションセンター

カ) その他インキュベーション施設であって、市長が特に認めるもの

② 本市が主催するビジネスコンテスト等において優秀な成績を収めた者である場合（例：「かわさき起業家オーディション ビジネス・アイデアシーズ市場」等のコンテストで受賞した技術を具現化するために研究開発型の製造業を創業した場合）

③ 特許法・実用新案法等の産業財産権法による権利の設定の登録に基づき事業を開業した場合

（例：TLO（技術移転機関）から特許の実施許諾を得て、その旨の登記を行った後に事業化した場合）

(2) 川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がないこと。

(3) 大企業が実質的に経営に参画していない者であること。

（具体的には、以下の①・②・③のいずれにも該当しないことを指します）

① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している者

② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、大企業の所有に属している者

※ 大企業とは、中小企業者以外の企業を言います。大企業には、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合は含まれません。

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者

(4) 過去2年度以内に当該補助金の交付決定を受けていない者であること。

(5) 代表者又は役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。

4 補助金の額及び補助率

補助金の額は、500万円を限度とします。

補助率は、補助対象経費の合計の3分の2以内です。

※補助金は、年度内に採択された件数に応じ、予算の範囲内での配分となるため、申請額と交付決定額は必ずしも一致しない場合があります。

※補助金は、補助対象事業終了後の確定払いとなります。

5 補助対象経費

補助対象経費は、次のとおりです。

補助対象経費	内 容
(1) 原材料・消耗品費 及び資料購入費	原材料や消耗品、資料の購入に要する経費
(2) 機械設備・工具費	機械・装置・工具の試作・改良・購入・借用に要する経費
(3) 外注加工及び調査費	外注加工や検査・分析・調査等の外部委託に要する経費
(4) 産業財産権導入費	産業財産権の取得や使用に要する経費（※特許庁等に納付する費用（出願料や審査請求料）は含みません。弁理士への謝金やライセンス契約料等が対象となります。）
(5) 技術指導費	大学や専門家への謝金など、技術指導受入れに要する経費
(6) 広報活動費	補助事業に係る講演、成果展示、情報発信等の経費

※産業財産権の取得に際しては、事業期間内に出願が終了することを条件とします。また、複数者で共同出願する場合には、経費を共同出願者で按分した金額が対象となります。

※補助対象経費は、本事業に要したものとして支出したものに限ります。

※直接人件費、旅費、臨床試験に関する労務費・飲食に関する費用及びパソコン等の汎用性が高く他の事業へも使用できるものの購入費用等は対象外です。

※消費税と支払いにかかる手数料（振込手数料等）は対象外です。なお、振込手数料が先方負担となる場合、その金額分は値引があったものとして取り扱い、実際に振り込んだ金額の税抜金額のみが対象となります。

※送料や設置代など、補助対象経費と密接に関連する経費については、一連の支出に含まれる場合のみ、対象となります。

※補助事業者等による市内中小企業者への優先発注

交付金額が100万円を超える事業者が、100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託を発注する場合、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者2者以上から見積を徴取する必要があります。ただし、特殊な技術や、経験・知識を特に必要とする工事や特殊な物品の調達で購入先が限定される等の場合は例外となります。

提出書類や確認方法についての詳細は交付決定時にご説明いたします。

6 補助対象期間

補助対象期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

※この期間内に申請された研究内容を終えることが条件になります。

7 申請書類

次の書類を各1部揃えて申請してください。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
 - (2) 誓約書（第2号様式）
 - (3) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
※個人事業者の場合は、開業届の写し又は確定申告書の写し
 - (4) 直近の市民税納税証明書の写し 《直近3ヶ月以内に発行したもの》
 - (5) 決算関係書類 《直前2期分の貸借対照表及び損益計算書、製造原価報告書、販売費および一般管理費の内訳書》
※開業後2期を経っていない場合は、申請時に申し出てください。代替手段についてご相談いたします。
 - (6) 会社案内パンフレット、経歴書等の企業概要のわかる資料
 - (7) 見積書等の必要経費算定に係る資料
 - (8) 大学等との共同研究を証明する書類（共同研究契約書等）
※契約が未締結の場合は、契約書（案）と契約に係る覚書を併せてご提出ください。
（教授など個人との覚書では認められません。学校側との覚書としてください。）
ただし、補助事業終了までに契約を締結し、それを証明する書類を提出しなければなりません。また、秘密保持契約（NDA）は共同研究とは見なしません。
 - (9) 有識者等による意見聴取で使用するためのプレゼン資料（任意）
- ※提出書類は返還しません。上記以外に追加資料の提出を求める場合があります。

8 申請書類の提出

申請書類の提出は、申請期間中にホームページ先のWEBフォームから申請してください。ただし、WEB申請ができない、事業者については郵送での申請も可とします。

◆申請

【WEBフォーム】

【<https://logoform.jp/form/FUQz/85343>】

【郵送】

川崎市経済労働局経営支援部経営支援課経営革新担当

住所：川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階

電話：044（200）2324（※土曜、日曜、祝日を除く8:30から17:15まで）



申請期間 令和6年4月1日（月）～4月22日（月）【必着】

9 審査の基準

補助対象事業は、次の事項に基づき、審査を行います。

審査項目	観 点
① 開発内容の妥当性	課題、解決手段、目標及びスケジュール、研究を実施するための能力・体制等が妥当であるか
② 新規性・独自性	従来製品等と比較して優れている点、模倣されにくい点、知的財産の取得可能性を備えているか
③ 市場性	開発された製品等の市場ニーズ、予想される市場規模、市場でのシェアの獲得の見込みが明確であるか
④ 事業化・製品化の見込み	今年度の研究開発以外に必要な事項（追加開発、生産・販路開拓の体制整備等）が妥当か
⑤ 環境性・社会性	環境に貢献するか、社会や産業界に好影響を与えるか
⑥ 産学連携性	申請者と大学等との役割分担が明確で意義があるか
⑦ 財務状況	補助対象事業を適切に遂行できると期待できるか
⑧ 加点項目 1	本事業がデジタル化又はSDGsに資する場合、その理由と効果を記載していただき、内容が適切である場合のみ、加点対象となります。
⑨ 加点項目 2	事業継続計画（BCP）または事業継続力強化計画を提出することで加点対象とすることができます。ただし、過去3年度以内に発行または改定し、その年月が記載されていることを要します。 認証等は必要ありませんが、内容が適切である場合のみ、加点対象となります。 提出に際して、企業秘密又は個人情報に該当する部分については、塗りつぶし等により、表示しないことができます。その場合、何の項目なのかは判別できるようにしてください。

※加点項目の記載は必須ではありません。いずれの加点項目についても、審査会にて加点の妥当性が認められた場合のみ、加点対象となります。

10 交付決定の手順 等

補助金の交付決定にあたり、次の審査を実施いたします。

(1) 申請書類の確認

提出された申請書類について、記載内容や添付書類の有無等の確認を行います。

(2) 有識者等による意見聴取

提出された申請書類をもとに、面談形式によるヒアリングを実施します。ヒアリングには、共同研究を行う大学の教授等にも同席していただきます。プレゼンテーション5分、質疑応答15分程度を予定しております。具体的な日時は市において指定いたします。当日プレゼンテーション資料を活用される場合には、PowerPoint データで申請時に事務局まで御提出ください。

(3) 審査及び交付の決定

上記(2)における結果を踏まえ、市において最終的な審査を実施し、補助対象事業、補助対象事業者、交付決定金額を決定します。採択事業者には、交付決定金額が記載された交付決定通知を送付します。

※不採択となった事業者には、通知等は送付しません。

(4) 交付決定企業名等の公表

採択された事業は、企業名、事業名、連携大学等を本市ウェブサイト等にて公表いたします。

(5) 事業計画の変更等

採択された事業の内容を変更するとき、又は中止するときには、予め市の承認が必要となります。

11 交付決定の取消し等

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがありますのでご注意ください。

- ① 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ② 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- ③ 補助金の交付（支払い）を受けるまでに交付要綱第4条及び第6条に定める補助金の交付に関する要件を欠くこととなったとき。
- ④ 交付要綱第16条又は第17条の規定に違反したとき。
- ⑤ 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、この要綱に定める規定、その他法令等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。

12 研究成果等の報告及び補助金の交付等

(1) 補助事業が終了したとき、又は会計年度が終了したときには、研究成果及び交付決定を受けた補助対象経費の使用結果については、速やかに所定の報告様式に必要な書類を添付して提出してください。

※提出していただく書類

- ①事業実績報告書、②事業実績書、③経費支出表、④支払いを証する書類の写し、⑤事業別経費内訳書、⑥市内中小企業者への優先発注に関する書類 等
- (2) 報告された内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書により補助事業者に通知します。確定通知の送付後に、交付決定企業からの請求により、補助金を交付します。

13 産業財産権の帰属等

産業財産権の具体的な取扱いについては、次のとおりです。

- (1) 事業により得られた産業財産権（特許権等）は、発明者に帰属します。ただし、補助金が交付された翌年度から起算して5年以内に、補助事業に関して特許等の出願をし、又はこれらの権利を取得したときは、市長に報告しなければなりません。
- (2) 産業財産権の全部又は一部の譲渡等を行おうとする場合は、事前に市長の承認を受けなければなりません。

14 取得財産の管理

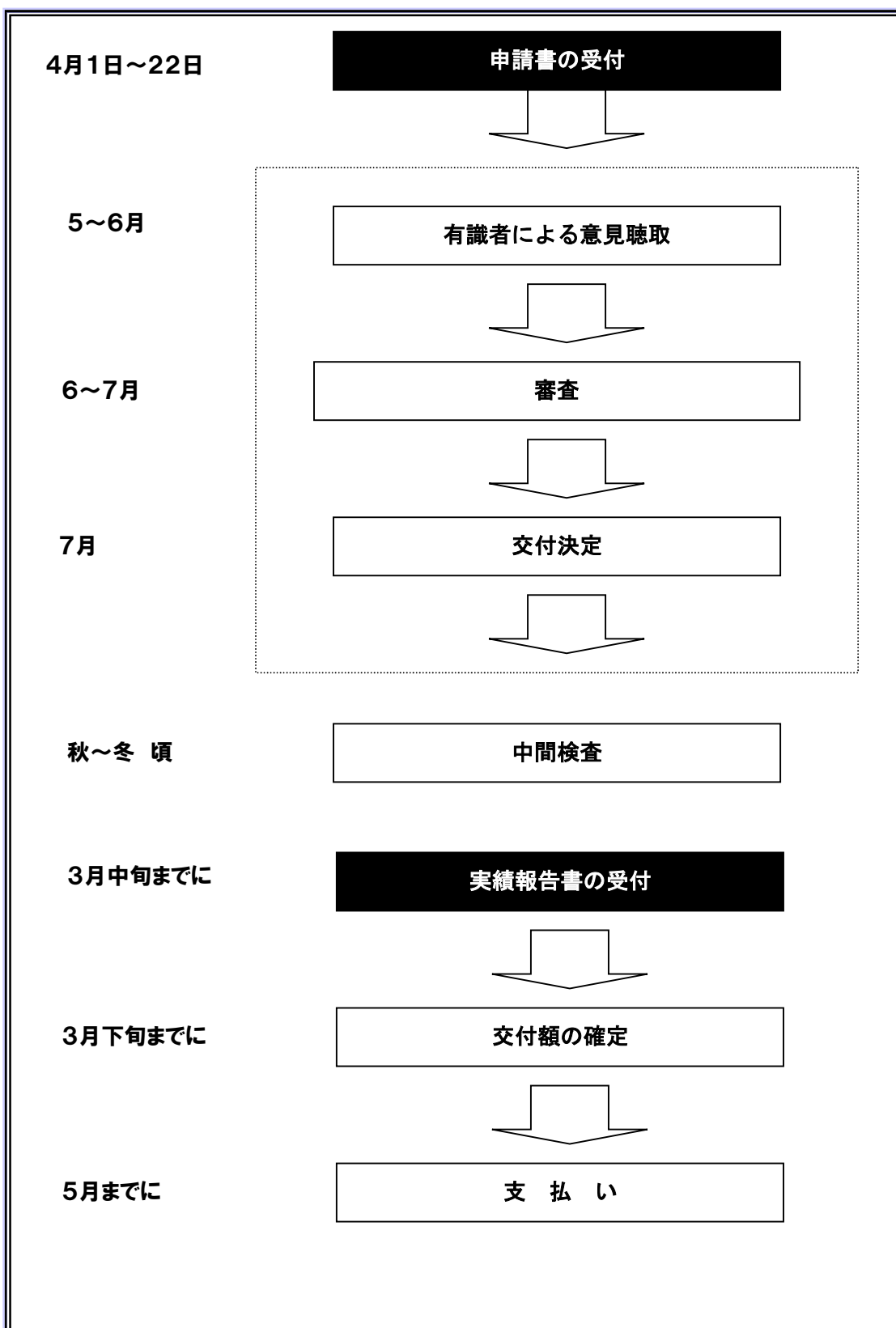
この補助事業により取得した研究設備等の財産の所有権は、申請者に帰属します。ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) この補助事業により取得した財産については、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的な運用を図らなければなりません。
- (2) 取得金額が10万円以上の物品は備品として取り扱います。備品については、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年以内に、廃棄、譲渡又は貸付しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。

15 その他

- (1) この公募要領に加え、「川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付要綱」を必ずご確認ください。
- (2) 研究成果の発表をされる場合は、本制度による研究の成果であることを記載してください。また、公表した資料を本市に提出してください。
- (3) 対象事業に係る関係書類は、補助金の交付を受けた日が属する年度から5年間保存してください。
- (4) 補助事業終了後、補助事業成果の普及等を目的とするアンケートやヒアリング等を行う場合がございますので、各種調査にご協力ください。

16 年間スケジュール



(参考)

川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付先一覧

年度	企業名	連携大学名	事業名	事業分野
R05	S o t a s 株式会社	カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所	インベントリデータを活用したカーボンニュートラルと収益性に関する研究	環境
	アートモルテック株式会社	麻布大学	レジオネラ属菌防止対策における液剤の効力判定と開発	環境
	i D P 株式会社	聖マリアンナ医科大学	生活習慣病治療用オンライン栄養指導プラットフォームの開発	情報通信 医療・福祉
R04	リカザイ株式会社	東京工業大学大学院、北海道大学大学院	マグネシウム合金の薄箔化プロセスの開発	新製造技術
	アットドウス株式会社	城西大学	メーキング装置下による注射ロボットの開発	医療・福祉
	TMU Science 株式会社	東京医科大学	眼球運動解析による脳疾患の予兆把握に関する研究開発	医療・福祉
R03	㈱S&Kバイオファーマ	東京工科大学	希少疾患の急速進行性糸球体腎炎の治療薬として血中安定性を向上させたラクトフェリン製剤の開発	医療・福祉
	株式会社協同インターナショナル	東京工業大学	低コスト鋼材等金属基材上での耐熱電子デバイス形成のための傾斜機能性層間絶縁酸化膜の開発	ナノテク・材料
	アップコン株式会社	東京都市大学	屋内で施工可能な地盤改良工法の開発	新製造技術
	株式会社ナレッジパレット	聖マリアンナ医科大学	大規模トランスクリプトーム解析によるワクチン接種関連予測診断マーカーの開発	医療・福祉
R02	㈱ミートエポック	明治大学	生鮮魚肉及び畜肉の保存性を高めるシートの開発	新製造技術
	ヨダカ技研㈱	同志社大学	病原体および急性疾患マーカーをマルチ検出するためのシステム開発	医療・福祉
	㈱メトセラ	筑波大学	治験実施に向けた投与カテーテルの安全性確認とVCFの製造体制構築	医療・福祉
H31	春日電機㈱	茨城大学	パルスバルブ型真空用除電器	新製造技術
	リカザイ㈱	東京工業大学	Ti-Ni 合金薄箔の開発	新製造技術

提出資料チェックシート

【各1部 ご準備ください。】

	書類名	確認事項	チェック
1	補助金交付申請書 【第1号様式】	【必須】 ・記入例に基づいて記載されているか ・経費項目が、補助対象経費にあっているか	
2	誓約書 【第2号様式】	【必須】 ・役員等名簿には、登記簿謄本に掲載されている役員全員分を記載されているか	
3	●法人の場合 登記簿謄本<写し> ●個人事業主の場合 開業届け<写し> 又は 確定申告書<写し>	【必須】	
4	市民税納税証明書<写し> ・事業を営んでから2年未満の中小製造業者については、申請時点で添付できる市民税納税証明書	【必須】 ・直近3ヶ月以内に発行したものであるか	
5	決算関係書類	【必須】 ・直近2カ年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費および一般管理費の内訳書の写し	
6	会社パンフレット、経歴書	【必須】	
7	見積書等	【必須】 ・補助対象経費にかかる見積書のコピー等を添付してください。	
8	大学等との共同研究契約書等	【必須】	
9	その他 追加書類 例) 特許・実用新案の写し 表彰等を証明する資料 有識者等による意見聴取で使用するためのプレゼン資料 等	【必要に応じて】 申請内容の説明に必要な場合に、添付してください。	